

児発連ガイドブック掲載規約

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人 児童発達支援連絡協議会（以下、当協議会という）が発行する児発連ガイドブック（以下「本ガイドブック」という）の掲載について、掲載を希望する加盟事業所（以下、加盟事業所という）と当協議会との間の一切の關係に適用される基本的な事項を定めるものである。

第2条(掲載期間)

掲載期間は、当協議会が定める期間とする。

第3条(掲載種別)

1. 有料掲載ページ(掲載範囲:1 ページ、事業所情報、PR 文、写真 4 枚、地図等)
2. 無料掲載ページ(掲載範囲:1/4 ページ、事業所情報)

第4条(掲載料金及び掲載料金の支払方法)

1. 本ガイドブック有料掲載ページの料金は、1 ページ当たり 5,000 円(税込)とする。
2. 有料掲載ページへの掲載を希望する加盟事業所は、支払い期日までに当協議会指定の払込票にて支払いを行う。

第5条(掲載方法、審査)

1. 本ガイドブック掲載は毎年度 8 月末日迄に入会ならびに継続手続きが完了している加盟事業所に限る。
2. 加盟事業所は、当協議会の指定する日時までに本ガイドブック掲載申込書を提出するものとする。
3. 加盟事業所から提出された掲載申込書について、本条第 7 頂の該当性を審査するものとする。
4. 本ガイドブック有料掲載については、当協議会の総会への参加(委任状の提出含む)または全体会へ参加していない加盟事業所の掲載は認めないものとする。
5. 加盟事業所は、当協議会の指定する日時までに当協議会が指定する掲載原稿を提出するものとし、指定期日を超過したものに関しては掲載を認めないものとする。
6. 当協議会は、加盟事業所が提出した掲載申込書、掲載原稿を保管する義務を負わないものとする。
7. 加盟事業所(運営法人及び法人代表者含む)は、次の各号に掲げる内容が含まれる場合や本ガイドブックに掲載することが不適切であると当協議会が認めた場合、本ガイドブックへの掲載拒否または修正を求めることができるものとする。
 - ①法令、条例、条約、業界規制(過去 5 年以内に指定取消等の行政処分受けたもの)に違反するもの
 - ②プライバシー権、肖像権、名誉権、第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他権利の内容を問わず、他人の権利を侵害するもの

第6条(掲載の中止権及び第三者との紛争解決)

1. 当協議会は、本ガイドブック掲載における前条 7 頂各号に規定する内容その他本ガイドブックに掲載することが不適切だと当協議会が認める内容が含まれていることが判明したときは、加盟事業所に対する事前通知または加盟事業所の事前の承諾を得ることを要せず、本ガイドブックの掲載を中止することができる。
2. 本ガイドブックに前条 7 頂各号に規定する内容が含まれていた場合、その他本ガイドブック掲載に起因して、当協議会と第三者との間で紛争が発生したときは、当協議会は直ちにこれを加盟事業所に通知するものとし、加盟事業所は自己の費用と責任において速やかに当該紛争を解決するものとする。

第7条(第三者の著作権・プライバシー権・肖像権の保護)

1. 加盟事業所は、当協議会に対して加盟事業所の本ガイドブック掲載に係る内容が第三者の著作権・プライバシー権・肖像権(以下、「第三者の権利」という)侵害しないものであることを保証する。
2. 加盟事業所は、本ガイドブックに児童写真を掲載する場合、写真の加工、非加工に限らず保護者の承諾許可を得たものに限る。
3. 本ガイドブックにおける掲載内容が第三者の権利を侵害するものであったときは、加盟事業所の自己の費用と責任において、当該者との間で生ずる紛争を速やかに解決し、その結果を書面により当協議会に報告するものである。
4. 本ガイドブックにおける掲載内容が第三者の権利を侵害するものであった場合で、当協議会が当該者との間で紛争が解決したとは、加盟事業所に対し、これに要した費用及び被った損害の賠償を請求することができる。

第8条(著作権)

1. 本ガイドブックにおける加盟事業所掲載ページの著作権は、加盟事業所に帰属するものとする。
2. 加盟事業所は、本ガイドブックの宣伝告知等の目的に限り、当協議会が加盟事業所の事前の承諾なく加盟事業所掲載ページの全部または一部を利用することについて承諾する。

第9条(内容の変更)

加盟事業所は、当協議会が本ガイドブックのデザイン、仕様、内容を、加盟事業所の事前の通知・承諾なく変更、改良する場合があることについて同意するものとする。

第10条(苦情処理)

本ガイドブック掲載内容に関し、閲読者その他の第三者から当協議会に対し苦情が寄せられた場合、当協議会はこれについて一切関知しないものとし、加盟事業所が自己の費用と責任において、速やかに当該苦情を処理するものとする。

第11条(秘密保持)

当協議会及び加盟事業所は、本ガイドブック掲載の遂行上、知り得た相手方の業務上の秘密を本ガイドブックの掲載期間中はもとより、掲載終了後5年間、他に開示しまたは漏洩してはならない。

第12条(期限の利益喪失)

当協議会及び加盟事業所が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知催告なく、本ガイドブックの掲載により生じた相手方に対する一切の債務について当然の期限の利益を喪失するものとする。

- ① 本ガイドブック有料掲載の支払期日までに代金支払をしなかったとき
- ② 本ガイドブック掲載原稿を期日までに提出しなかったとき
- ③ 破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続開始の申し立てがあったとき
- ④ 営業を廃止し、または清算に入ったとき
- ⑤ 相手方に対して不信行為をなしたとき
- ⑥ その他、本契約に違反したとき

第13条(解除)

当協議会及び加盟事業所において、前条各号の一に該当する事由が生じたとき、相手方が反社会的勢力とかわりがある、又はその恐れがあると認められる事由があるとき、及び加盟事業所が第5条7項各号に掲げる内

容を含む本ガイドブックへの掲載を本協議会に依頼したときは、当協議会及び加盟事業所は、その相手方に対し、何らの通知催告をなさずに掲載を解除することができる。

第 14 条(免責)

1. 当協議会及び加盟事業所は、本ガイドブックが加盟事業所の掲載依頼に係る冊子及び見発連ホームページへの掲載により公衆の閲覧に供することを目的としており、本ガイドブックにより何らかの成果を保証するものではないことを相互に確認する。
2. 当協議会は、本ガイドブックの発行停止または中止された場合に加盟事業所が被った損害について、その責任を負わないものとする。

第 15 条(変更通知)

当協議会または加盟事業所が、その組織、商号、代表者、住所、電話番号、電子メールアドレス等の変更をなす場合には、事前に相手方にその旨を通知するものとする。

第 16 条(通知の効力)

本ガイドブック掲載に関し、当協議会が加盟事業所に対し発した書面が、加盟事業所登録住所または変更通知を受けた住所宛に差し出されたにも関わらず到達しないときは、当該書面は発送後 2 日をもって到着したものとみなす。

第 17 条(合意管轄裁判所)

当協議会と加盟事業所は、本ガイドブック掲載に関して、双方で生じた紛争については当協議会の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 18 条(信義則)

本ガイドブック掲載に関して疑義が生じた場合は、民法、商法等の規定によるほか、双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

付則 この規約は 2021 年 8 月 25 日 より施行する。

2021 年 9 月 2 日 一部改正 (第 5 条 4 項)